

平成 18 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 ドリームテクノロジーズ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 池田 均
(コード 4840 大証ヘラクレス市場 G)
問 合 せ 先 総 務 部 長 城 所 弘 行
電 話 0 3 (6 7 7 0) 7 0 0 7

2006 年 1 月 5 日申込み第 7 回新株予約権
(第三者割当て)の消却に関するお知らせ

当社は平成 18 年 1 月 25 日に開催しました取締役会において、第 7 回新株予約権(第三者割当て)について残存する本新株予約権の全部を、下記のとおり消却することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 消却銘柄

2006 年 1 月 5 日申込み第 7 回新株予約権 (第三者割当て)

2. 割当先

ライブドア証券株式会社

3. 消却日

平成 18 年 2 月 27 日

4. 消却の内容

(1) 消却されるべき本新株予約権： 残存する本新株予約権 200 個

(2) 消却に伴う支払価額： 2,000 万円

ただし、消却日までに権利行使があった場合には減額となります。

(3) 消却後残存予約権： 0 個

(4) 消却する理由：

昨今の株式市場の動向、当社における現在の資金需要、既存の株主様に与える影響等を総合的に考慮した結果、発行要項第 15 項(2)号に従い、平成 18 年 1 月 5 日に発行しました第 7 回新株予約権を消却することに致しました。なお、この消却につきましては、割当先でありますライブドア証券株式会社の承諾は得ております。

〔参考〕発行要項第 15 項(2) < 抜粋 >

当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合、商法第 280 条の 36 の規定に従って、事前通知を行い、その時点において残存する本新株予約権の全部を 1 個あたり 100,000 円の金額で消却することができる。

5. 業績に与える影響

今回の消却に伴う当期の業績に与える影響はありません。

以上